

第四十八回国会 農林水産委員会 議 録 第三十六号

昭和四十年五月十二日(水曜日) 午後零時十二分開議

出席委員

- 委員長 濱地 文平君
- 理事 飯谷 忠男君
- 理事 谷垣 專一君
- 理事 本名 武君
- 理事 東海林 稔君
- 池田 清志君
- 亀岡 高夫君
- 倉成 正君
- 田口長治郎君
- 高見 三郎君
- 中山 榮一君
- 野原 正勝君
- 細田 吉藏君
- 山中 貞則君
- 栗林 三郎君
- 千葉 七郎君
- 松浦 定義君
- 湯山 勇君
- 小平 忠君
- 林 百郎君

- 理事 坂田 英一君
- 理事 長谷川四郎君
- 理事 赤路 友藏君
- 理事 芳賀 貢君
- 宇野 宗佑君
- 吉川 久衛君
- 小枝 一雄君
- 田邊 國男君
- 中川 一郎君
- 丹羽 兵助君
- 藤田 義光君
- 松田 鐵藏君
- 川俣 清音君
- 兒玉 末男君
- 松井 誠君
- 森 義視君
- 稲富 稜人君
- 中村 時雄君

- 出席政府委員
- 農林大臣 赤城 宗徳君
- 農林政務次官 館林三喜男君
- 農林事務官 (畜産局長) 檜垣徳太郎君
- 委員外の出席者
- 専門員 松任谷健太郎君

五月十二日

委員卜部政巳君、山田長司君及び中村時雄君辞任につき、その補欠として石田宥全君、高田富之君及び稻富稜人君が議長の指名で委員に選任

同日 委員石田宥全君、高田富之君及び稻富稜人君辞任につき、その補欠として卜部政巳君、川俣清君及び中村時雄君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員川俣清音君辞任につき、その補欠として山田長司君が議長の指名で委員に選任された。

五月十二日 食料品総合小売市場管理会法案(第四十六回国会開法第一〇二号)(参議院送付)は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法案(内閣提出第一二五号) 牛乳法案(芳賀貢君外十一名提出、衆法第一七号)

○坂田(英)委員長代理 これより会議を開きます。本日は委員長が所用のため、委員長のお見えになりません。委員長の指名によりまして、私が委員長の職務を行ないます。

内閣提出、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法案及び芳賀貢君外十一名提出、牛乳法案の両案を一括して議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。小平忠君。

○小平(忠)委員 時間的にもちやうどいろいろと重要な段階にある時間でございますので、ただいま議題となった本法案について、農林大臣に、私

は、党を代表して率直にお伺いしたいと思えます。したがって、時間の都合もありますから、簡明にお答えいただきたいと思っております。

まず第一点は、この法律案によりまして、生産者は乳業者に対して、用途別に価格を取りきめて取引することになっていこうと思っております。そこで、加工向け生乳価格については基準取引価格がきめられておりますが、その他の用途に向けられる生乳、特に市乳等については野放しということになっておるのであります。そこで、考えられる点であります。市乳価格の上げ下げで、乳業者が一方的に利益調整をすることが考えられる。そうなりますと、酪農家は市乳価格にむきかたむきを受けることを非常に心配いたしております。

この点、政府は、今後市乳取引について適正な取引価格が実現されるような措置を考えておられるかどうか、その点を具体的に伺いたいと思っております。

○赤城国務大臣 この法律案では、加工原料乳につきまして不足払いを行なうとするものでありますので、飲用向け生乳の価格につきましては、法律上規制措置を設けることは問題がある。こう考えられるほかに、なお飲用向け生乳の価格は、その製品としての飲用牛乳が地域の商品としての性格を持っておる、こういうことであります。

で、地域の需給状況に応じて価格が形成される、こういうのでありますので、法律上画一的に価格規制を行なうことは、牛乳の流通の円滑化あるいは消費の増進の面で実態に即しない、こういうふうな考えをいたしますので、飲用乳の法律上の規制を行なうておらないのであります。他面、本法律案におきましては、指定生乳生産者団体を通じて不足払いを行なうこととしておりますので、本法律案の成立を契機といたしまして、生産者による

生乳共販体制が確立され、強力な行政指導をそういうふうに行なう方針でありますので、このことは、生産者の生乳取引当事者としての地位の強化に役立つものと考えられます。また、用途別に取引の成果を期待するためには、飲用向け生乳価格が需給事情に即し適正な水準に形成されること望ましいので、必要に応じて価格の面の行政指導を行なうてまいりたい、こう思っております。法律上の規制は行なうておりませんが、地域的に形成されるような状況でありますので、行政指導等を行なうてまいりたい、こういうふうな考えをしております。

○小平(忠)委員 法律上規制をすることは非常にむずかしいというその論拠はどこにあるのですか。さらに価格面ではいわゆる行政指導によって適正化をしていきたい、こういう御答弁であります。このことは、従来各般の法案の成立後における具体的な実際の行政指導面において、行政指導ということばを使うけれども、それがゆがめられるのが常であります。したがって、その点は、ただいまの大臣の御答弁では非常に危険性があります。さらに、この法律上規制することはなぜむずかしいか、また、単なる価格面の行政指導だけで適正な措置を講ずることができるといふ点で、ちょっと疑問があります。

○赤城国務大臣 法律的に規制することが困難だということばは、困難であるばかりでなく、規制しないほうがよいというふうな考えをしております。は、先ほど申し上げましたように、飲用向け牛乳の価格は地域の商品としての性格を有する、こういうことでございますので、画一的に価格規制を行なうておらないことは、牛乳の流通の円滑化あるいは消費の増進、こういう面から実態に即しない、こう考えますので、画一的に法律上規制することを避けたのであります。しかしながら、行政指導を

行なわなくちゃならぬという理由は、飲用牛乳の価格の安定を通じてこれが消費の安定的増進をはかる、こういうことによつて、こういう方向で行政指導をしていく、あるいはまた用途別取引による飲用牛乳向け生乳取引価格の適正な形成を通じて、酪農経営の安定向上をはかる、こういうことが重要なことでありますので、こういう方向に向かひまして、飲用牛乳の処理、加工、販売につきましても必要な調査を行ない、関係企業の合理化をはかりながら、価格面の行政指導を行なつてまいりたい、こういうふうな考へておるわけでありませぬ。

○小平(忠)委員 根本問題は、その法律上画一的に規制することがむずかしいというの、それは一つの大臣の判断であつて、根本的に非常に重要な点は、従来の単なる行政指導というものが、真に法律なりあるいは生産者、消費者の意図に非常にかたえることができない面がある。そういう点から私は重ねてお伺いするのでありますが、それは、行政指導とは具体的にどういふことをなさる考へですか。

○榎垣政府委員 行政面の指導といたしましては、現在の制度の上では、生乳取引に關します紛争が生じた場合に、酪農振興法に基づきまして、都道府県知事あるいは農林大臣のあつせん調停制度があるわけでございます。これらの制度を適正に運用してまいりたいと思つて、一つの行政指導の方向であると思つておる。

それからいま一つは、加工原料乳と飲用乳との用途別取引をこの法案の成立後施行するということに相なりますと、飲用乳の各地域における卸売りの建て値というものが明確に相なつておられますので、したがつて、適正な生産者販売価格というものも、あるめどが立ち得るわけでございますから、私どももいたしましては、ただいま大臣のお答へもございましたように、消費販売等に関する調査というものを通じまして、その地域における適正な価格形成というものを行政的に指導することができるといふふうな考へておる次第でございます。

ます。

○小平(忠)委員 その点だけではやはり非常に問題が残ります。特にこの法案の趣旨を生かすというところで、単なる行政指導、いままでやつておるような点においては、非常に混乱をする、そういうふうなことから、新たに本法案の趣旨を生かして、その行政指導の具体的な面としては、新たな政令を出すとか、そういう考へ方はありませんか。

○榎垣政府委員 私どもの考へ方の一つとして今回の法案が成立し、施行されるようになりますれば、ただいま申し上げました酪振法の規定によるあつせん調停の運用なり、あるいは飲用乳の加工、流通に關する調査を通じたデータによる指導のほか、本質的には生産者団体と乳業者との間の経済的な交渉を対等に、そういう対等の立場での相互の交渉によつて、円滑な乳価折衝が行なわれ、かつ、適正な価格が形成されるということが最も理想的であるという観点から、生産者団体の共販活動、共販組織の強化ということも、行政指導の方向としては考へてまいりたい。

しかしながら、現在用意しております法律案のもとでは、飲用乳に關係いたします価格についての政令の根拠を持っておりませんので、特に政令を定めるといふようなことについては考へておりませぬ。

○小平(忠)委員 この問題は、さらに共販体制との問題にもからんでまいりますから、質問を次に進めたいと思つておるが、これは、酪振法の中にある実際の行政指導面、従来なされておるような点を考へる、あるいは共販体制の指導面を通じてやるとか、あるいはその考へ方について、根本的にこの法案の趣旨を生かすというところに、やはり今後まだまだ問題が起きてくるということを私は警告を發したいのです。

画、すなわち、販売計画が、都道府県段階の生産者団体の視野のみでできるかどうか、この点をお伺いしたいのであります。

率直に申し上げて、単に農林大臣の都道府県知事に対するそういうたよらないいわゆる指導面だけでは、これが可能かどうか。特に乳業者の場合には、全国的な視野で集乳計画を立てておるといふ現状であります。生産者団体もやはり全国的な視野で配分計画を立てるといふようなことではないと、ちぐはぐができてくる。特にこの法案のいわゆる交付金でありますか、そのせつかくの交付金も、こういう点を明確にしないと合理的に使われないうことになりませぬ。これらの点で、これは非常に重要な点でありますから、もう少し現状を申し上げますならば、現在系統農協が実施している生乳共販事業を抜本的に強化して、北海道の場合にはホクレンが全道一元の生乳共販事業を実施しているというふうなことを、やはりこういう点で明確にし得るのかどうか。そうでないと、新乳価制度におきます補給金の交付というふうなものについても、やはり問題が生じてまいります。こういう点で、特に法律の運用面などについて、具体的に私はこの際お伺ひいたしておきたいと思つておる。

○赤城國務大臣 都道府県知事が生乳生産者団体を指定する、それよりも、全国的な視野といたしまさか、全国的のものの方がいいのじゃないか、こういうお尋ねでございます。理論的には一応そういうふうなことも考へられますけれども、いま御指摘のような点の実態でございます。北海道等におきましては、北海道を全部一括しても指定団体としてけっこうだと私は思つておる。しかし、全国的にやるといふことは、まだそういう段階には入つておらない。生乳の商品としての特長性から考へまして、移動する範囲がのぞから技術的に限界がある。消費流通圏が形成されておる。こういう状況でありますから、最近のように道路網が整備されたとはいひながら、大体県単位

で消費流通圏ができておるといふのが現状だと思つておる。農協の組織も、もちろん県単位の組織におきまして、乳価等も県単位で決定されている。こういう現実の消費流通圏というものを頭におきまします場合には、やはりいまのところ、県単位に指定するというのが適當であらうかと思つておる。もつとも、全国農協組織等につきましても、現状はどうかといひますならば、約三〇％程度は扱つておるといふふうに承知しておりますので、これが全国的に扱つておるといふことは、先ほど申し上げました理由によりまして、困難であり、不適當である。ただ、全国農協組織等が県の指定団体として、あるいはその県におきまして一元集荷、多元販売というふうな指定団体として機能を發揮する、こういうことは当然あつてしかるべきだと思つておる。全国を一括して全国団体で集荷あるいは多元販売というふうな形は、現在は不適當ではないか、こういうふうな考へ方があります。

二

○小平(忠)委員 さらにお伺ひしますが、そうすると、その全国的なシェアということについては非常にむずかしい、やはり都道府県単位に、これを重点に考へていきたいという考へ方です。それはさうとして、しからば、いわゆるその生乳生産者団体です。やはり現行法のあらゆる角度から見ても、必ずしも生産者団体が一つだけとは限らない。場合によれば、二つでも三つでも考へられるわけですから、そういう点で、結局一元集荷、多元販売ということとは、はたして大臣が考へておるようなことになるかどうかという点に疑問があります。その点はどう考へておられますか。

○榎垣政府委員 御質問のごとく、現在の段階におきましては、一、二の府県を除きましては、生乳の販売の実態は、一県平均は五十五というふうな団体によつて、乳業者との間の取引が行なわれておるような状況でございます。今回の法案におきましては、第七条の第一号の規定によりまして、一県一指定生乳生産者団体にするという考へ方を指導したいという考へ方をとつておるわけで、都道府県内の生産量について二分の一以上の集荷、販

府県内の生産量について二分の一以上の集荷、販

売をする実績を持つ、もしくはそういう比率を持ち得る可能性のある団体を指定をいたしたい。もちろん、その団体は農業協同組合もしくは農協連合会になるわけでございます。そういう指定をいたしますれば、現在のやや組織の整備されていない状態は、不足払い制度というものに参加をしないことから申しまして、お話のような、少なくとも一県単位における一元集荷、多元販売の方向に貢献をし得るといふふうに考えておるのでございまして、私も農林省といたしまして、関係都道府県といたしまして、一県一集荷機構というものの確立に強力な指導をしたいと思います。いふふうに思っておるのであります。その際、やはり生乳の取引の相手方でございます乳業者に対しても、新しい取引の秩序というものを確立するために、その協力を必要とされますので、また乳業者側の協力についても、同じく強力に指導をしたいと思いますといふふうにいたしたいと考えております。

○小平(忠)委員 その場合に、やはり同じことではあります、いわゆる行政指導とは具体的にどういふことですか。

○榎垣政府委員 具体的にどういふ行政指導かというところに相なりますと、私もは、この法案の考え方の基本として、一県一集荷団体、一指定生乳生産者団体ということで進んでまいりたいと思っておりますので、都道府県を通じ、あるいは現在都道府県に酪農会議、また中央には中央酪農会議が置かれておるのでございますが、それらの酪農関係民間団体の理解、協力、そういうものを求めつつ、県内における集乳及び販売ということについての一元化を進めてまいりたいといふふうに指導していきたいと思っております。

○小平(忠)委員 一県一集荷機構というようにことを強力に指導していくと思つても、現在の法案では、都道府県知事が農林大臣の承認を受けて「と、こうあるのだね。そういうことになりま」と、単に強力な指導といつても、この法の解釈が非常に拡大された場合に、その指導方針

によらないで、むしろ逆に混乱をするといふようなことが起きた場合に、いや、強力に行政指導でやるのだといつても、それはいかない場合があると思つて。ですから、私は、具体的に、ではその強力な行政指導をするといふのはどういふことかと聞いておるので。一つの例を言うならば、こういう問題こそやはり内容を明確に政令などで規制するといふような考え方があつたのか、ないのですか。

○榎垣政府委員 指定生乳生産者団体たり得る要件として、第七条の一号で、農林省令で定める相当の割合の集荷平均を持っておらなければならぬといふことになっておりますので、この農林省令で、集荷比率は二分の一以上という規定をする予定でございます。したがつて、もしこの指定生乳生産者団体に対して販売の委託をするといふこととでございませんと、それは不足払いの恩恵に浴し得ないわけでございますから、この制度としては、全部の農民に不足払いの恩恵を与えようといふ考え方でございまして、その他、政令で集荷団体を一本にしぼるといふようなことは、これは団体の自決主義の原則にも反することとございませぬから、そこまではいき得ないといふふうに考えますけれども、実際の行政指導のほうで、この団体指定といふものと不足払いの実施という面を通じて、指導を行なっていくことは可能であり、また、それは一元集荷機構の整備という問題に大きな足がかりとなり、貢献し得るといふふうに考えているのであります。

○小平(忠)委員 それは局長、必ずしも、あなたの言われるような考え方に、一元集荷といふことが、単に強力な行政指導といつてもいかに面があるもので、これは私は厳重な警告を發しておきたいと思つております。

大臣にお伺いしますが、いま局長の説明の中にも、現在の機構、特に中央酪農会議、都道府県酪農会議などの例を取り上げられましたけれども、この酪農会議そのものをほんとうに生かして推進するかどうかという点も非常に問題でありま

す。したがつて、この中央、地方を通じての酪農会議については、一体どういふ基本的な考え方を持っておられるのか、お伺いしたいと思います。

○赤城國務大臣 現在地方に置いてあります酪農会議でございますが、生乳生産者団体が指定されることがになりますならば、酪農会議の機能というものは薄れてくると思つて、そういうことでございまして、この機能を生産者団体のほうに吸収する、こういうことによつて発展的に解消されたほうが適當じゃないか、地方酪農会議につきましてはそういうふうな考え方をしております。

○小平(忠)委員 もう一べんその点を……はつきり聞き取れなかつたので……

○赤城國務大臣 中央の酪農会議はそのまましておきますが、地方の酪農会議でございます。地方の酪農会議は、生産者団体が指定されますから、その指定された団体に地方の酪農会議の機能は吸収するといふことで、発展的に解消させる、中央は存置する、こういうふうな考え方でございませぬか。

○小平(忠)委員 そうすると、地方は発展的に解消して、いわゆる中央酪農会議はそのままにしておく、その意味はどういふわけですか。中央をそのままにして、地方を解消するといふのは……

○榎垣政府委員 地方の都道府県に設置されております酪農会議につきましては、都道府県内におきます生乳の取引の合理化なりあるいは共販組織の強化等について、酪農関係諸団体あるいは酪農に関する学識経験のある人等で構成をいたしまして、民間における指導的な機能を果たしたとして、民間における指導的な機能として一集荷機構として指定生乳生産者団体が設置されますれば、当然その機能は新しい指定生乳生産者団体が負うべきものであるといふふうに考えておられますが、に解消をしたいといふふうに考えておられますが、中央につきましては、中央における生乳生産者団体といふものの整備は、これは事実上かなりの日時を要するものといふふうに考へるのでございませぬか。

して、その間、ただいま申し上げました生乳の取引に関する合理化問題なり、あるいは組織整備の問題などにつきましては、関係諸団体あるいは学識経験等のある方々によつて、われわれの指導のほかに、自主的な指導機構を持つことは、なほ必要であるといふ考えから、中央については、なお今後も存続をいたしたいといふふうに考えておるわけでございませぬか。

○小平(忠)委員 この点は、地方は発展的に解消して、中央は残すといふことについて、いまの局長の説明で一部は理解できるのですが、農林省の強力な行政指導のもとに一県一集荷機構という形が円滑にとられるかどうかという点は、やはり問題がありまして、そういう点も考慮に入れて、せつかく今日踏足まだ日浅い酪農会議そのものの機能を十分に生かすといふことについては、相当慎重に考えなければならぬ問題であります。したがつて、そういう点をそう短兵急に処置していかどうかといふことについては問題がございませぬか、いかがでしよう。

○赤城國務大臣 生乳の生産者団体が指定されるわけでございませぬが、その指定される段階、あるいは強化される段階に応じて適当に処置していく、こういうふうな考え方をしております。御意見の点も十分頭に入れて処理していきたいと思つております。

○小平(忠)委員 次に、お伺いしたいのは、生乳生産者団体の指定をめぐりまして、乳業者は、従来の集乳地盤をめぐって、権益確保という観点から、相当な工作をするだろうといふことが考えられるのであります。また反面、この生産者団体相互でも、従来の経過からある程度対立の起る点といふようなことも考えられます。こういう点について、どういふ態度をもって臨まれるのか、この点もやはり関連いたしたいと思います。私はお伺いをいたしておきたいと思つております。

○赤城國務大臣 確かにいまお話しのようなことがございませぬか。この法案に対しての反対の大きな理由も、生産者団体を県単位にする、一元的にきめる、こういうことで従来の乳業者の集乳地盤が

荒らされるというような観点から、これに対して反対が相当あるのは、私から申し上げるまでもないと思ひます。しかし、県単位で不足払いをするということになりますならば、どうしても生乳生産者団体が一つでなくてはならぬ、こういうふうな考えられますので、これは生乳生産者による生乳共販体制の確立、こういう観点から、集乳路線の合理化をはかっていかなくてはならぬし、それがまた必要だ、こう思ひます。でありますので、この不足払いをするということ、そのことが鶏の卵になるか親鳥になるか知りませんが、そういう不足払いを行なうのに生乳生産者団体の指定が必要だ、それはまた共販体制の確立になるのだ、こういう観点から、非常な反対あるいは妨害があるといひましたし、その線を推し進めていくことが乳業者、生産者のためになるのでございまして、乳業者の方面につきましても、一元的に集荷し、単販販売ということでも無用の混乱を防ぐことが、乳業者として適當であるとは考へますので、そういう理解も求めて、この方針を貫いていきたい、こう考へておられます。

○小平(忠)委員 それは大臣、ただいまのような御答弁では、これはよほど腹をきめてやりましたと、従来の経緯から考へまして、やはり混乱が起きますよ。この点については確固たる政府の方針を示してやしませんと、せつかくこの法案が生きたいと思ふ。この点についても十分なる配慮を特にお願ひをしておくわけでありませぬ。

次は、いままでの質問を通じてもある程度明らかになつておりますが、この法律の施行によりまして、輸入乳製品の量が非常に増大するのでないか、かろうかという声が生産者の中にも出ておられます。こういう点は、国の全体のいわゆる輸入乳製品の問題についてやはりどうしていくのか、あらためてこの点をお伺ひしたいと思ひます。

○赤城國務大臣 いろいろ誤解があるようでございませぬが、乳製品輸入量の増大をはかつて、それを財源として不足払いにするんじゃないかというよ

うなことでございませぬが、そういうことは絶対にいたしたくないと考へておられます。もちろん、酪農品につきましても輸入の自由化を行なうというふうな考へは、今のところ毛頭持っておりませぬ。また、輸入量はどうかというふうなことで輸入するかといひますならば、国内の乳製品の需給及び価格の安定、それに必要な限度——行政的、行政的という先ほどからのお話がありました、必要な限度を行政的にどれくらいに見るかということも、一つの大きな分かれ目ではありませぬけれども、私も考へておられるのは、必要以上に輸入をしようとする考へは毛頭持っておりませぬ。国内の需給及び価格の安定に必要な一つでこ入れのために輸入をする、こういうふうな考へておられますので、その点は取り扱ひを慎重にいたしまして、誤解のないようにいたしたい、こう思つておられます。

〔坂田(英)委員長代理退席、委員長着席〕

○小平(忠)委員 それでは大臣、この法律の実際の施行の場合に、乳製品の輸入量がふえたと考へて、あるいは現状がくだらぬと考へて、どちらですか。

○榎垣政府委員 この法律の施行自身によって乳製品の輸入がふえるとか減るとかいうことは、私は直接関係はないと思つておりますが、間接的には、この法律の施行によって国内の生産量を増大するというところでございませぬから、相対的には輸入量の防遏に資するものとも考へております。法律全体の仕組みとしましては、ただいま大臣がお答をいたしましたように、国内における乳製品の需給の関係は国内における価格面にあらわれるわけにございませぬので、この法律によって定めらる乳製品の安定指標価格というものをある程度越えた水準になるときに、初めて輸入をし、また放出をするということにございませぬので、輸入量がどういふ程度になるかというところは、国内の需給関係から出てまゐるのでございませぬ、法律全体のねらいとしては、輸入量は極力抑制をしようといふ考へ方に立つておられるわけにございませぬ。

○小平(忠)委員 それは局長、あなたはそう考へ

られても、そうはいかないと思ふ。やはりこれはもちろん今後の価格にも影響してきませぬけれども、現状のような日本の酪農政策を推進し、さらにこの法律を曲がりなりにも悪い点は修正をして通すということになつた場合にも、やはり価格の変動、価格操作——真に政府が酪農民が期待しているような価格体系をつくるという英断に出る場合は別でございませぬ、現在のような状態においては、逆に輸入量がふえるといふようなことも懸念されるのであります。したがらぬと考へて、この点についてはも相當な腹を持って臨まなければならぬと私は思つておられます。

それと、やはり日本の今日の酪農問題で大きなネックになつておられるのは、小売り販売機構であります。私は先進地の國を再度訪れて、この小売り販売機構の実態なり価格面を見たときに、日本は生産者の窓口から実際に消費者の手に入るまでの中間マージンが非常に多いのであります。これは農林省の統計にもあらわれておられます。こういう点、この法律を真に生かし、これによって従来の不合理な中間マージンを排除していくということ、現在の低価格を生産費・所得補償方式による適正価格に引き上げ、さらに消費者に対しても、現在の市乳価格が大幅に引き下げられるというふうなことを根本的にやらなければならぬ。この点は非常に大きな問題でありませぬので、この際、農林大臣の所見を承つておきたいと思つておられます。

○赤城國務大臣 確かにいまのような状態にございませぬ、農産物全体についてまた当てはまる問題だと思ひます。生産者のはうから見ますならば、なかなか再生産確保に困難だといふような形に安いか、消費者の面から見ますならば、相当高いじゃないか、農産物全体に通ずる現象だと思ひます。特に牛乳等につきまして、生産者から見れば、消費価格が相当高い、こういうことで、小売方面、流通面の改善につきましては十分意を注がなければならぬと思ひます。生鮮食品等の流通、価格対策等につきまして、内閣にいたしまし

ても、その方法を逐次研究改善いたしておられますが、この牛乳等につきましても、この法律の趣旨をいまお話しのように十分生かすためには、末端の小売り段階の合理化といひますか、そういう方面に力を注いでいかなければ、せつかくこの法律も十分に生きていかぬ、こういうふうな考へておられます。どういふふうな考へたらいいかというふうな問題につきましては、それぞれ事務当局におきましても研究をいたしておられますが、根本的な考へ方としては、御指摘に同感でございませぬ。

○小平(忠)委員 大臣、いまの御答弁では、あなた重要な点だと認められておりながら、何らの具体策がないと私は思ふ。大事だから検討する、大事なことだから何とかしなければならぬという考へ方だけであつて、具体策がない。酪農民の生産者価格、特殊な加工を加えられて実際に中間経費がかかるという場合は別として、酪農民の生産者あるいはその整理程度において約三倍の価格、あるいは三倍をオーバーするというふうな価格で消費者の口に入るということは矛盾ではありませぬか。このことは、いまさら私が言うまでもなく、与野党を通じてひとしくこの意見には同感である、すでに先進地の國々において具体的に——農林省の統計調査の中にもありますように、日本のようなこういう中間マージンの多い國はないです。だから、この点を思い切つてやらぬと、せつかく酪農振興という意味から、相當な犠牲を払つて、今日日本の畜産振興の大きな柱として酪農を進めておることが、やがて大きな壁に——いま現在壁にぶつかつておられるのです。ですから、単に重要だから何とかしようという考へただけでなく、具体的にこれはどうしていきたいという考へを私に示してもらいたい。また、これをこうするのだという考へ方をわれわれは持つておられる。これは在野第一党の社会党でも、今度の牛乳法案の中で、一つの具体的な内容として示されておられる。われわれが、昨午学校給食の問題について、政府案に対する不満な点から、当時独自の案を提案して、ちょうど一年有余にわたつてこの案

員会にたなざらしになっておる。だから、そういう点について、私は、少なくとも最近における農林大臣として、特に赤城農政の積極的な行動については信頼し、認めておるので、最も重要なそういう点について具体策を示していただきたい。

○榎垣政府委員 御指摘のように、わが国の飲用乳、いわゆる市乳の末端価格というのは、生産者価格の段階に比べて非常に割り高であるということ、つまり、生産者段階から処理、加工、小売り販売の段階に至る経費が高いということは、私どもも痛感をいたしておるところでございます。ただ、なぜそういうことになっておるかということになりますと、日本の現在の消費の水準なりあるいは市乳の販売の方法なりが、非常に特異な形をとっておるということに出ておるのでございまして、諸外国では消費が大口である、したがって、それに応じて包装、容器等も大型である、また配達方法も毎日戸口まで一合びんを配達するというようなやり方をやっている国もほとんどないというようなことから、一つは、消費の段階におきまして事情の変化というものが必要でありますし、また消費者の理解もなければこの問題の解決になかなか進めないという、酪農問題の中の最もむずかしい問題の一つであるというふうに思っております。現在、私も農林省の事務当局といたしましても、飲用牛乳の販売関係の人々に御参集を願ひまして、今後飲用牛乳の末端価格の引き下げ、つまり、中間経費の低減ということについて、いかなる方法が考えられるか、またいかなる方法を実行すべきかということを研究いたしておる段階でございますが、現段階で考えられております具体的な方向としては、一つは、ただいま申し上げましたようなわが国の事情を変える一つの方法として、集団飲用を奨励してまいらる。さらに、順次消費量もふえておりますと、家庭における冷蔵の器具、機械も整備をされてきておるようでございますので、大型びんの普及をはかっていく。また店頭での月ぎめ購入というようなことの推進が

考えられる。配達にしましても、現在の技術段階で考えれば、そろそろ隔日配達制をとるということも可能であろう。あるいはまた朝だけの配達ということも必ずしも必要ではないのではないか。終日配達制をとることによって配達のコストを低減していくというようなことを検討の課題として現在進めておるのでございますが、このためには、ある一定の地区においてモデル的にそういうことを実施しまして、それが消費の増進等との関係において支障があるかないかというような問題を慎重に見きわめた上で、具体的な一般的な施策方向として確立をしていきたいというふうに考えておるのでございます。

○小平(忠)委員 大臣の答弁、ただいまの局長の答弁で、私は理解できないのです。さらに掘り下げたお伺いをいたしまして、本件に対する小売り販売機構について、私はずっと明らかにしていきたいと思っておりますが、午後の行事の日程の都合もありますので、私の質問はきょうはこのくらいにしてやめたいと思っております。

○濱地委員長 この際、暫時休憩いたします。
午後一時五分休憩

(休憩後は会議を開くに至らなかった)

昭和四十年五月十九日印刷

昭和四十年五月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局